

## 第 23 回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時 平成 23 年 7 月 11 日 (月)

午後 2 時から午後 4 時まで

場所 市役所第一庁舎 3 階 会議室 1

### 議事

#### (1) 平成 22 年度 住民自治協議会の活動・決算などに関する中間報告について

Q1. 「従来の地区組織のまま、部会組織に再編した地区」と「従来の地区組織を廃止し、担っていた活動の内容により新たに部会として再編成した地区」の 2 つに類型化されているようですが、32 地区のうちそれぞれのくらいになるか教えてください。

A1. 全地区 32 地区で、こちらから総会が終わった地区からお邪魔しています。概ねでございますが、「従来の地区組織のまま、部会組織に再編した地区」が 3 分の 2。「従来の地区組織を廃止し、担っていた活動の内容により新たに部会として再編成した地区」が 3 分の 1。大まかですが。

Q2. 住民自治協議会と地域福祉ワーカーとの融合について、市の厚生課と市の社会福祉協議会におきまして地区への説明会が開催されているかと思いますが、内容的にはどのような説明をしていますか。

A2. 基本的にはワーカーさん、これは雇っている地区とまだ雇っていない地区がございます。その中でも、地域の地区活動計画ができた地区と、策定中の地区がございます。で、ただワーカーの位置づけが非常に難しく、これをとというのがあまり明確にできていない中で、いわゆる個人の考え方が出てくる場合がございます。福祉ワーカーとしての仕事は狭く捉えればどこまでも狭くなってしまいますし、地域の住民の福祉全般をやるとなれば、全体的に考えれば住民自治協議会の福祉関係の部会の中核を担うんだということで考えて差し支えない範囲でございます。そんな中で、どうしても住民自治協議会の事務局とワーカーさんの事務局が一緒にいらっしゃる場合、別にいらっしゃる場合も兼ねて、どこまでどちらが担当するかということが非常に不明確になってきます。ワーカーさんによってはできるだけ精一杯やるってことでやる方もいらっしゃいますし、私はワーカーとしての役目はここまでだということで一線を引く場合がございます。そういった中で、全ての地区で摩擦が生じてくるわけでは決してございませんが、地区の中ではその辺が非常に不明確で困っていると。住民の皆さんが福祉の向上のためにはそのへんをきちっと融合させてやればいいんじゃないかということで、思っただけの方が多いです。今の説明の内容につきましても、そのへんをワーカーさん側にも説明を当然、市社協の方、厚生課の方からもちろんすると同時に、地区へ行ってその点の誤解を解きながら一緒にやっていくんだという機運を作っていくのが主な役目でございますので、地区によって説明の内容が場合によって違いますけど、基本的には住民自治協議会の事務局や自治協全体の運営とワーカー

さんが、上手く噛み合うにはどういうふうにしたらいいということで、言ってみればアドバイスのような形が中心になって説明というのをお願いするということです。以上でございます。

Q3. 4ページの1行目の3者の融合って、3者とは誰のこと言ってるんですか。

A3. 市の厚生課、市社協、それから住民自治協議会の3つがあるんですけども、それぞれ福祉を担当するという中で、関わり方の違いがあるだけで、3者が協力しないと実現できないと思っています。

Q4. 地域福祉ワーカーさんと3者とはどういう関係なんですか。

A4. 基本的なスタンスから言いますと、厚生課から市社協の方へ福祉関連に必要な財源は一定あってますし、それから厚生課からワーカーさんへの費用については市厚生課で持っている。逆に言えば、そこで住民自治協議会の方にワーカーさんを雇用をするに当たっての person 費を補助・支援しております。ですから、ワーカーさんの雇用主は住民自治協議会の会長であります。資金の出所は厚生課から出ている、というようなことで、その点がワーカーさんもどちらを向いていいのか困っていらっしゃるのがあるかと思います。

Q5. 私は市の地域福祉計画に参画してたのですが、その時にはワーカーさんについては期限がありまして、計画・立案するという観点で3年間という期限があったんです。そのへんが少し曖昧になってる気がするんです。それは現在はどうなっているんですか。

A5. 3年というのは、概ね3年を目途に計画を立ててくれということで申し上げたんですが、雇用の期間ではなくて雇用したのであれば概ね3年以内には地区の計画を作っていただきたい、という意味の3年でございます。その後、実際に計画を立てますと、今度はワーカーさんの進捗管理、そういったものやっていたとということで多分位置づけられていると思います。

Q6. 当初はですね3年間の立案に関することが、役目になっていたんです。

A6. 一番当初はおっしゃるとおりあったかもしれませんが、作ってそのまま評価までいかないということで、その後進捗管理だとか出てきていると思います。今は作った後でそのような形で運用されていると思います。

Q7. 延長されたということでいいですね。

A7. はい、基本的にはよろしいかと思います。

Q8. 既に事務局長を置く地区が増えているということですが、地区ごとの事務局長の配置状況はどうなっていますか。

A8. 事務局長というのも地区によって曖昧な部分がございます。組織の中で例えば役員の執行側の一人を事務局長という名前で位置づけるということもございます。ですから、たまに来るといっただけの事務局長もいます。そうかと思えば、地区の方では雇用の経費も生み出しながら週の半日ぐらいずつ、ずっといてくれるというような形でやっている地区もあります。

ですから、数的には非常にこういった事務局長の職を全うしていただけるような形の事

務局長がいくつあるか、こちらもつかみにくいところがあると思います。ただ、申し上げておきたかったのは、いずれにしる事務局長というのがきちっとここにいないと、事務局員が一番できないことは判断、それから命令も含め事務局員に求めるのはできないことなんで、それを会長との間を取り持っていていただいて指揮・命令系統をきちっと整理していただくという事務局長の必要性はそれぞれの地区で感じられておりました、有償・無償含めて非常に置いていく地区が多くなってきているということを申し上げたかったということでございまして、数は把握してございません。

Q9. 3 ページの団体への補助金のところで、交付先として児童館・児童センターに対する補助金というのはどんなものか、それは住自協を通して入っているというのが理解できないんですけど。児童センターも構成団体になっているというのかわからないのですが。

A9. 今の補助金というのは従前の地区社協の方から活動補助みたいな形で、運営の助成みたいな形で出た経過でございまして。それが住民自治協議会ということで、地区社協が組織そのままとか形態変えたとしても、住自協の組織の中に入ってきましたので、支出元が住民自治協議会という新たな形に変わったというわけで、今までも運営の補助みたいな形で出たものと一緒にして、ここに書いてある消防も一緒でございまして、その他に各区から場合によっては出てることもございます。

決して運営の足りないとかそういうわけではなく、より良い運営をしていただきたいという地区の願いという形で出たという経過でございまして。

Q10. 事務局長の件の話が出たんですが、私もいろいろ相談されて困っているんですが、事務局から直接会長にきて、頻繁に呼び出されていて体がもたない。中間に判断してくれる人がいないと体がもたない。どうしても事務局長を設置していただかないと運営は上手くいかないということです。

従来は、事務局長的な役割は誰が担っていたんですか。

A10. 基本的には支所が全般的にやっておりました。ですから、今は従来支所が担っていた各種団体に関する事務を先般、連絡会等で話しましたが、概ね3年を目処にして徐々に移行してやっていく初年度ということで考えております。

Q11. 今の話ですと従来は支所で受け付けて、地区の例えば区長会長さんが判断をしていたということですか。

A11. 判断をしたり書類を中継したり、あるいは集約して担当部局に提出したり、そういった諸般の事務は支所の職員が担当しておりました。

Q12. 4 ページの下に適切な支援体制とありますが、現在見てますとだんだん、やらされ感を感じています。やはり支所の応援なくしてはうまくいかないと思うんです。それが一つの例として、配布物などみんな区長さんのところへ集まって、自治協議会会長宛に来てしまうものですから、その面で負荷が増えてきているんです。しばらくは支所の支援をお願いしたい。

もう一つ気にしているのは、支所の皆さんが本庁の出先でどんどん情報を本庁へ上げて

いかなければならないのに、だんだん地域の情報が支所長さんないし支所の職員さんに入らないように思えます。若干積極的に関わる姿勢が少しずつなくなっているように思えて、懸念してるんで。

A12. おっしゃるとおりきちっと支所が担っていた事務を住民自治協議会へ移していく上では、まずは支所で担ってる事務のボリュームを把握して、それを懇切丁寧に少しずつしていく姿勢が必ず必要だと思います。それをないがしろにして事務の円滑な移行はないと思います。従って支所によって可愛いわが子がやるって場合もございますが、ちょっと温度差があるように我々も感じております。その点は支所長会議等を通じまして、丁寧な支援、これは決して過度な支援ではございませんで、自立をしていただくためにどのような方法で持っていくかを丁寧にやっていかなければならないことですので、これから徹底させていただきたいと思います。

それからもう一つ、各地区の情報は支所が先端となって一番そこから入っていく。これはおっしゃるとおりでございます。今後、支所の支所長はじめ職員は直接事務に関わる度合いというものは、住民自治協議会へ移っていく中では少なくなってくる部分もあるかと思いますが、むしろ逆に地域の情報・実情・課題、こういったものは支所としてきちっと掌握して情報を所管課に上げていく、今後、より必要になっていくはずでございます。そのへんは間違いのないように進めていきたいと考えております。

Q13. 5 ページの事務局長人件費の捻出と支所職員の減員とありますが、最初から市は何を考えているか、皆さんの意識がずれているところがある気がする。それは住民自治協議会を創って地域の皆さんが主体的にそれを使いながら地域のことを考えるようにしていこうというねらいは同じだが、その陰で支所はだんだん手を抜こうとしているのではないかということが、ちらちら見えてるんです。結果的には支所長は地域の住民自治協議会との関わり合いから、だんだん離れていくのを期待してやっているように見えるのですが。それは全くおかしなことで、むしろ住民自治協議会を創って地域の特性を活かしながら地区ごとに特色を活かした活動しようと創られたわけで、むしろ、例えば支所長の立場で言えば、今まで以上に突っ込んでそれぞれの地区の住民自治協議会の事務局長的立場で支所長が活動してもらってのは、私はそういうことの方が基礎になるのではないかと。支所職員を減員にして、だんだん手を抜いてしまうように少し見える。それは支所のねらいではないと思うし、住民自治協議会を創って地域ごとに特色のある事業計画をしたり、皆さんの参加をより一層求めていこうとする時に一番の軸は支所。支所長はこの仕事を抜いたら仕事がないわね。私は住民自治協議会にも加わっていたから見てるとわかるんですよ。支所長が住民自治協議会に参画していかない住民自治協議会だったら、むしろ支所長の必要があるのかということ。そうなるので、それぞれの支所が32地区に支所長・常勤職員がいるわけだから、その人は住民自治協議会の中核的立場で地域の振興に関わってもらいたい。

A13. 全体的なイメージをお話させていただきたいと思います。

平成 18 年に都市内分権元年ということで長野市では住民自治協議会の設置を各地区にお願いをしてきたわけですが、その時点で各支所の所掌事務、支所の仕事の一つとして、地区のまちづくり活動というものを新たに加えてございます。これはどういった内容かと申しますと、住民自治協議会に限らず、地域の皆さんが地域のまちづくりをきちっとやっ  
ていこうとするのを、市は十分バックアップしていきます、と宣言であったと考えております。そして、その中心に支所長がいて市役所の立場、住民の皆さんの立場、地域の特性なんかを総合的に勘案した中で総合的にコーディネートしていくというのが、支所長さんの役割だというふうに思っております。これは移行期であろうと、これから先であろうと  
まずは現時点変わらない内容でないかと思っております。ただ、ご指摘がございましたように、  
実は 27 ある支所のうち若干支所ごとに意識のズレというのがあるかと思えます。これはひ  
とえに私のほうから十分に支所長さん、支援活動の皆さんと意識共有ができてないという  
面がございますので、今後ともすり合わせていくという点がまず一点。

それともう一つは、実は支所によって住民自治協議会に対する支援に割ける資源が異な  
っております。ご存知のように支所の人員体制が現在長野市内の支所の中でもかなりバラ  
バラであります。いくつかに分けてみますと、まず長野市の本庁に近い旧連絡所管内とい  
うのがひとつカテゴリーとしてあります。それからその後合併した旧二表と言われてます  
古里・若槻・朝陽・浅川、そういった地区がございます。それともう一つは犀川より南の  
旧一表支所というものがございます。篠ノ井・更北・川中島です。そしてこれに新たに加  
わる形で平成 17 年と 22 年に合併した新規合併組みと 4 つがございます。この 4 つの中  
では、まず人員が圧倒的に違います。連絡所では 3 人から 4 人で支所の仕事をやりながら住  
民自治協議会のお手伝いもしております。一方、一番人員が豊かな最近合併したところで  
あれば 20 名とかそれを超える支所の人員がいて、それらを含めてみんなが住民自治協議会  
を支援できるような体制があるわけです。これは合併の経過等ありますので、一概にいい  
とか悪いとか申し上げることは難しいのかもしれませんが、私ども地域振興部として地区  
のまちづくり活動を支援していく立場からすると、どこでも一定同じような支援ができる  
べきではないかと思っております。

そういった観点で支所のあり方そのものを見直していこうということで、現在動いてい  
るところでございます。支所のあり方全体を見直すに当たりましては、私の観点、いわゆ  
るまちづくり活動のために人員がどのくらい必要だというような観点もございまして、あ  
るいは災害時にどのような形で支所が機能するのか、災害時対応にそれを支所の中にどん  
な形で置いていくのかといったようないろんな側面がございますので、これらを総合的に  
考えていく中で支所のあり方を検討していきたいと思っております。

これがまずは支所が地域で果たす役割の見直しの方向性です。概ね方向性の話をさせて  
いただきましたが、具体的に住民自治協議会に対して支所がどのように関わっていくのか  
という点ですが、ちょっと乱暴な分け方かもしれませんが、住民自治協議会の活動を大き  
く二つに分けます。一つは市と密接な連携をしている業務。例えば、市から必須事務なり

という形で住民皆さんにこういった活動をこういったやり方でしてくださいとお願いしているものがございます。こういったものを住民自治協議会の事務局にお願いしていくのは、明らかに市の業務でありますから、支所がその前面に立って住民自治協議会の事務局へきちんとお話を通していく。そして住民自治協議会の役員の皆さんの前でも説明をしていく責任があると思っています。

一方、もう一つのお仕事として住民自治協議会が市とは直接関係なく、独自にこうすれば地域が良くなるなという活動もあるというふうに思っております。こういった部分については支所長さんを始めとする支所、地区まちづくり活動の観点とすれば手は出さないけどしっかりとした助言・口は出していくという形になるのかなと思っております。

このところを二つ上手く切り分けて考えないとどこまで支所が入っていくのか、あるいはどこまでが住民自治協議会の皆さんが入った独自の活動なのかを分けていく必要がこれからはあるのかなと考えております。そのところが私も曖昧なところがございまして、支所も曖昧なところがございまして。当然のことながら住民の皆さんの中でも今までの活動の引継ぎという形の部分が相当あるわけで、うまく分け切れてない部分も、混乱の一つにはあると思っております。

いずれにしても、支所の職員を減員することそのものが目的ではありません。どうやると住民の皆さんがそれぞれ地区の中で自由闊達に柔軟に活動ができるか、そしてその活動をしていくために住民自治協議会が事務局機能の拡充を求めるのであれば、今まで支所が事務局を担わせていただいたお仕事を事務局の立場でやっていただくこととなります。そこにかかっていた経費は住民自治協議会の皆さんの人件費として申し上げていくという考え方ができるのかな、延長上に結果として支所で持っていたお仕事が、もし住民自治協議会に移った時には減員の可能性というのも含まれている。また、それとは別に支所のあり方の見直しを図られていく中でも、合理化として働いてくる結果としてあるのかなと考えております。

**Q14.** 基本的に住民自治協議会を充実させて地域のことは地域の皆さんにやってもらうと、その時に支所はどうするのかと。ということ考えた時に、私は浅川なんですね、そこに支所長がいて、どうも話を聞いていると住民自治協議会が独立して充実して、市の仕事も整理しながら皆さんにやってもらうんですという言い方で、支所長が今までより参画していかない方向が見える気がするんです。むしろ住民自治協議会をつくって地域のことを積極的にやろうとしているわけですから、今まで以上に支所長が地域に参画されて困る地域は一つもない。むしろ支所長を中心に支所のそれぞれの独自性として地域のためにできるのは嬉しいので、支所長に対しての期待が都市内分権の推進の中で地域ことは地域でという線引きをしようとしている思いも、現場の支所長の思いと変なふうになってしまっている可能性があるように思うから申し上げているんです。

**A14.** 若干付け加えさせてください。私ども全く同じ気持ちですので、イジイジしている面があるというのも実態ですけど、地域のことは地域でという形が都市内分権のキャッチフレ

ーズではございます。住民自治協議会というものができて、住民自治協議会が中心となって、地域のことをやっていただけというのは確かに私ども想定はしておるところなんです。あくまで住民の皆さんの手による住民自治の範囲の活動であろうというふうに思っております。何でもかんでも住民自治協議会にお願いしていくのは本末転倒な話でありまして、例えば全市的に格差生じないようにバランスを見ながら地域のことも考えていくのは、まさに行政の仕事でありまして、支所長なりが市の情報を持った中で、その地域へきちんと還元していくべき内容のものだと思っております。そうした役割分担、先ほども申し上げましたが、まだ私ども説明しきれない、経験が足りない部分がありますが、是非ともそういう意識を共有して支所長ともども地域のために、支所長として地域経営の主というような言い方をするんですけど、そういった一角を担っていきたくて進めてまいりたいと思います。

**Q15.** 住民自治協議会というものができて事務局体制の方向へいつてるのですが、住民自治協議会全体の組織体制を検討すべきではないか。住民自治協議会会長というものは、安茂里の場合は区長の中から選任するというようなことで、会長は区長、区長は任期が1年だから出て行く回数が少ない、というような中で相当に支所の方から支援・指導というものが無いと成り立たない。事務局長をそこへ付けても市の行政等に関わった方がそこへ入っていただければありがたいが、全く民間から事務局長へ入れられても仕事にならない、全てが分からない状態になる。会長・副会長はどんどん変わっていつてしまう、そういうところに問題があって、3年での移行は難しいと感じています。

つい先日行われました自治協の代表者会議の資料を見ますと、5ページの後半にあります支所の要員さんを減らすと明記されているんですよ。ですから、その方向性が出てくるんで、それを見た時に誰がやるんだと恐れを感じています。はっきり代表者会議で明記されてますので、みんな不安に感じてしまいますね。

**A15.** 先般の代表者連絡会議についても出した資料は今ご覧いただいている物と全く同じです。5ページの2段になっている部分が先行したかと思うんですが、地区によっては仮に支所が担当していた事務が住民自治協議会に移行したのであれば、市の方もそれに対してきちっと要員を減らして、人件費をできるだけ節減してやっていく姿勢を見せるべきではないですかということをきちっと明記して提案を書いているだけで、市として減員することを明記したわけではございません。意見として出てきたと参考までにここに書いたということで、そのへんは誤解がないようお願いできればと思います。

**Q16.** 私も地区区長会長になったら自動的に住民自治協議会の会長になったんですね。全然わからない者がなっている。結局1年で交代で、死んでしまうぞと言われるくらい以前の村長くらい忙しい。保育園の入園式からみんな出なきゃならなくて、1年に200回ぐらい。先ほどお話にありましたが温度差はあるんですが、中山間地ですが山には山のいろいろがある。全部出れば本当に300回ぐらいあると思うんですけど。支所権限がだんだんと薄れてきていて、これは支所の姿勢かもしれないですけど、権限がないので何でも聞けば本庁に電

話しろと言われていて、本庁の番号はこれですから、という感じでありますので、もう少し支所としての権限を持たしてもらいたい。私も支所まで行くのに8キロの山奥であるし、なおさら不便を感じているんです。権限的なものもあるし、もう少し機能も充実させていただいて、権限を持たせていただきたいと思うわけであります。

地域でも住民自治協議会でもそうですが、どのように支所長を受け入れていくか位置づけを地区で考えなければならぬと、支所長さんがいけないだとかどうだとかおかしくなるんです。やはり地域がどういうふうを受け入れていくか考えていかなければいけない。私が支所長さんの動きを見ていますと、場合によっては一所懸命に自転車で廻って見たり、あるいは地域の人にいろいろ聴いたり、こういう動きをしている支所長も中にはいます。ただの会議だけのことではないと思います。

私どもは事務局長はおりますけど、事務局長が一方的にいろいろと作ってますが、三役会でも話してきますけど、どうしても市との繋がりが見えなくなっている。そこは事務局長と喧嘩するぐらいの勢いでいろんな意見が出てまいります。そういう問題が出てこないで会長とすれば不安であります。市の方でどう出るのか行政的にいいのか、そういう問題がある。やはり支所長としての立場、支所との連携の中の出方も考えてやっていただければ、いい支所長さんになるのではないかと。やはりお互いの出方だと思うんです。あっちやこっちだと組織が成り立ちませんから。私は自分の地区を見てきまして、そんなふうに思います。場合によっては喧嘩する場合もあります。支所長と部長、あるいは事務局長と喧嘩する場合もあります。そうするとそれを聴いていて会長も安心してくると思います。そういうところもあるということです。

**A16.** 実は支所の見直しの発端は皆さんご存知の市役所第一庁舎、市民会館建て替えに当たりまして、第一庁舎の規模をどのくらいにするんだという議論の中から、支所をどういう方向で今後見直すのかと議会でも答弁させていただいてまして、今年度の秋ぐらにはまずは方向性を見出していきたくて、ただ実際にはその方向性に従った見直しをしていく期間が先になろうかと思いますが、一定の考え方というのを秋ぐらに示したいということで、現在庁内で調整をしているところでございます。

**Q17.** 中間報告という位置づけなんですけど、都市内分権推進計画2期目ということなんですけど、本格移行初年度が終わりました。初年度の中で人件費をどう3年間の間にパートからフル雇用にするというのも示されてきてるわけですね。中間報告が組織だとか予算執行が中心だけれども、私が都市内分権、住民自治というものを考えた時に、それぞれ地区の中で役員さんだけの問題ではなくて、地域の住民の参加率が例えば5%増えたとか、そういった住民参加が広がっている、そしてそれを通じて自分たちのまちづくりに意見を反映したり行動で汗をかいたりという輪が広がっていくことが、本来の住民自治協議会の目標なのではないかと思うんです。そういう尺度から住民自治協議会の本格稼働を検証する、というのが今必要なのではないかと。

組織体制や予算の使われ方も重要なんだけど、一番大切なことが中間報告ではすっぱり



抜け落ちてる気がするんですが、事務局の考え方、審議会としてどう評価していくのかという視点をまずは持ち合わせたほうがいいのではないかと、と思います。

A17. 中間報告の位置づけというのは、総会資料全部持ち寄った中で、方向・組織がどういった形で動いているか報告させていただいてると。財源の内訳や基金の状況をもう少し細かくご報告させていただきたい。ご指摘の住民の参加率は大切なことですが、指標としてどういう方法で取るのかとても難しいこととございます。どちらかというイベント系で動いている住民自治協議会もございますし、そうすると参加の人数をもって参加が増えたということではなく、むしろ自分たちが汗をかくような形での参加の熟度が一番求められる成果だと思いますが、現在のところそれを出すのは難しいかなと思います。我々が言っているのは今の状況をそれぞれ 32 の自治協議会がいろんな動き・活動をしていますので、その情報を共有していただいて良いものは取り入れていただく、そのような形で住自協が充実していくことによって住民の参加意識が増えていくのではないかとというのが一つの目標であるわけで、今の段階で参加率の指標は非常に市議会でもご協議いただきたいのですが、取りにくい部分だと思います。

Q18. 今日は中間報告出してますよね。中間ではないのはいつやるんですか。

A18. 次回の審議会の方で財政面の内訳ですとか、こういった活動にどの程度のが使われているかもう少し財源の細かい執行等についてご報告させていただければなと考えております。